

外国人の方のための納税ガイド

～松伏町に住む外国籍の方へ、町税の納付方法について御案内します～

1. 主な町税の種類

(1) 町県民税

毎年1月1日現在、日本国内に居住し、一定以上の所得がある人に対して課税されます。
税額は、その人の前年の所得を基礎に算定されます。

(2) 固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

(3) 軽自動車税

毎年4月1日現在、排気量が660cc以下の車やバイクなどを所有している方に課税されます。

(4) 国民健康保険税

勤務先の健康保険に加入していない方や自営業、アルバイト等の方は国民健康保険に加入し、保険料を「国民健康保険税」として納めます。

2. 納める時期

税目／納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税（普通徴収）※			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※会社から給与を支給されている方は、会社が給与から町県民税を天引きし、納付している場合もあります（特別徴収）。あなたの会社が特別徴収をしているかどうか、必ず確認してください。

3. 納める方法

納税方法	納税できる場所
町の窓口	松伏町役場内 会計室
銀行等	埼玉りそな銀行、りそな銀行、さいかつ農協、栃木銀行、武蔵野銀行、城北信用金庫、埼玉縣信用金庫、足立成和信用金庫、全国の地方税統一2次元コード対応機関
郵便局等	東京都／埼玉県／神奈川県／千葉県／群馬県／栃木県／茨城県／山梨県のゆうちょ銀行及び郵便局
コンビニエンスストア ※納期限または納付書記載の使用期限が過ぎている場合、納付書の合計金額が30万円を超える場合は納付できません。	MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブンイレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア100
口座振替	納期限ごとに、自動的に金融機関口座から引き落とされる制度です。納め忘れが防げて大変便利です。申込方法は、窓口へお問い合わせください。
スマートフォン	auPAY／d払い／PayB／PayPay／FamiPay 請求書払い／AEON Pay／楽天ペイ

地方税お支払いサイトに て納付	ご自宅のパソコンやスマートフォンを使って、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」からクレジットカードなどによる納付ができます。 詳しくは「地方税お支払いサイト」でご確認ください。
--------------------	--

4. 納税に関するQ&A

Q 1. 日本人でなくても税金を納めなくてはならないのですか？

A 1. はい。日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人が税金を納めなければなりません。
納めていただいた税金は、教育、土木、福祉、医療等さまざまな分野の事業を進めるための財源となっています。

Q 2. 納期限までに税金を納めないと、どうなりますか？

A 2. 納期限の翌日から、納付日までの日数に応じて延滞金が計算され、本税と一緒に納付しなければなりません。つまり、納期限内に納めた場合よりも多い金額を支払うこととなります。
納めないまましていると督促状が届き、財産の差押え等の滞納処分を受けることとなります。
財産の差押えとは、預貯金や生命保険等の債権を取り立てて、税金に充当することです。

Q 3. 納税通知書が届きましたが、生活が苦しく、すぐに納めることが困難です。

A 3. そのままにせず、速やかに窓口へ御相談下さい。
災害や盗難にあたり、病気や失業等の理由で税金を納めることが難しい場合は、納税を猶予（納められない額について、納付期間を延長すること）したり、減免（税金の一部又は全部を免除すること）が受けられる場合等があります。

Q 4. 税金を賦課されたことについて不服がある場合は、どうすればよいですか？

A 4. 納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、町長に対して書面で不服申立てをすることができます。
詳細は、窓口へお問い合わせください。

Q 5. 納税証明書や所得証明書がほしいのですが、どうすればよいですか？

A 5. 窓口もしくは郵送で申請することができます。申請書に記入し、必要な書類を添付して申請してください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

Q 6. もうすぐ帰国する予定ですが、税金はどのようにすればよいですか？

A 6. 帰国前に税金を全額納めるか、代わりに納めてくれる方（＝納税管理人）を決めて、窓口へ届け出てください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

5. お問い合わせ先

町税について御不明な点があれば、下記窓口へお問い合わせください。

【日本語のみ】

町税の納付・納税証明書について	048-991-1835
町県民税・軽自動車税の賦課について	048-991-1833
固定資産税・都市計画税の賦課について	048-991-1831
国民健康保険税の賦課について	048-991-1868